

介護保険通信

介護保険制度のここが変わります。

平成27年度から介護保険制度の一部が変わります。
なお、制度の内容により実施時期が異なりますので、ご注意ください。

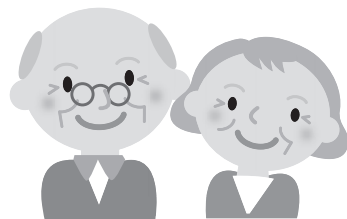
平成27年4月から



①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変わりました。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象となりました。ただし、平成27年3月以前から入所している要介護1、要介護2の方については、引き続き入所ができる経過措置が設けられています。

また、要介護1、要介護2で認知症などの診断を受けている場合などで、やむを得ない事情があれば、特例的に新規入所が認められます。



平成27年8月から



②一定以上の所得のある方の利用者負担が変わります。

介護保険サービスの利用者負担割合は一律1割でしたが、所得が一定以上ある65歳以上の方についての利用者負担割合が2割に変更となります。

自己負担が2割になるのは、本人の合計所得金額が年間160万円以上で、同一世帯（本人含む）の65歳以上の方の年金収入+その他の合計所得金額が、単身世帯で280万円以上、65歳以上の方が2人以上いる世帯は346万円以上の方となります。

要支援、要介護の認定を受けた方全員に、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

平成27年8月から



③高額介護サービス費の利用者負担上限額が一部変わります。

介護保険では、1ヵ月ごとの利用者負担が一定額を超えたときに、高額介護サービス費として払い戻しを受けられます。

その利用者負担上限額のうち、新たに現役並み所得（同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、年収が単身世帯383万円以上、65歳以上の方が2人以上いる世帯520万円以上）に相当する方については、利用者負担上限額が月額37,200円から44,400円に上げられます。

平成27年8月から



④低所得の方の施設入所等の食費・居住費の軽減について、適用要件が変わります。



特別養護老人ホーム等の施設入所にかかる費用のうち食費・居住費については、低所得の方（住民税非課税世帯等）について、負担を軽減する補足給付があります。

この補足給付について、住民税非課税世帯においても、世帯を分けている配偶者が住民税課税者である場合や預貯金等が一定額（配偶者がいない方は1,000万円、配偶者がいる方で2人の合計金額が2,000万円）を超える場合は、補足給付の対象外となります。

ひとり親家庭 の方のために

ひとり親家庭では、家計を支えながらひとりで子育てを担うことになるため、その両立が困難であったり、不安や負担を感じることもあると思います。

ここでは、ひとり親家庭の方が利用できる各種制度を紹介します。制度によっては所得要件があったり、事前相談が必要なものもあります。まずは、お気軽にご相談ください。

制 度	内 容	問い合わせ
母子父子自立支援員による相談	各種制度の情報提供をするとともに、くらし・子育て・就労・養育費取得などさまざまな悩みの相談に応じます。	本庁 子ども政策課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	子どもが修学するための資金や、母または父が技能を習得するための資金など、各種資金の貸付を行っています。	
母子家庭等自立支援給付金	母または父の就業を促進するため、資格取得のための講座を受講する場合や、養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	
日常生活支援事業	一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合、家庭生活支援員を派遣します。	
児童扶養手当	父または母と生計をとともにできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために支給します。 ※所得・児童数で手当額が決まります。	本庁 子ども政策課 または各支所 (斐川支所は健康福祉課)
ひとり親家庭等児童入学支度金	児童が小・中学校へ入学する際、支度金を支給します。(所得要件・基準日・申請受付期間があります。)	
福祉医療費助成制度	・ひとり親家庭、両親のいない児童のうち、母(父)と児童の医療費(自己負担分)を助成します。(所得制限があります。) ・自己負担は医療費の1割で、1か月1医療機関あたりの負担限度額があります。	本庁 福祉推進課 または各支所 (斐川支所は市民生活課)
就学援助制度	経済的理由で小学校・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを援助します。	本庁 教育政策課 または各小・中学校

おたずね
電話番号

本 庁 子ども政策課 ☎21-6604
福祉推進課 ☎21-6694
教育政策課 ☎21-6190

平田支所 市民福祉課 ☎63-5567
佐田支所 市民サービス課 ☎84-0118
多伎支所 市民サービス課 ☎86-3116

湖陵支所 市民サービス課 ☎43-1215
大社支所 市民サービス課 ☎53-3116
斐川支所 健康福祉課 ☎73-9111
市民生活課 ☎73-9102

乳幼児健診を受けましょう

市では、4か月、1歳6か月、3歳の時に集団健康診査(健診)を実施しており、対象となるお子さん全員に受けていただくよう案内しています。これらの健診は、小児科医、歯科医、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士、保育士、臨床心理士として子育てをサポート、読み聞かせボランティアと多くのスタッフが携わり、病気の早期発見だけでなく、保護者と共にお子さんのすこやかな成長と健康な育ちを確認する場となっています。

4か月児健診では、小児科医による発達発育の診察や、離乳食の始まりの時期ですので栄養士による少人数での説明と試食を行います。また、親子のきずなをはぐくんでもらえるようボランティアによる絵本の読み聞かせを体験してもらい絵本を1冊プレゼントしています。

1歳6か月児健診では、一人歩きや発語に関する相談があります。発語に関する相談には臨床心理士も対応しています。また乳歯が生えそろう時期ですので、小児科医だけでなく、歯科医の歯科健診と歯科衛生士によるフッッシングの説明や、

えがおになあれ
56

子どもたちが明るく元気に育つのを
見ると、未来に希望を感じます。
毎日を心豊かに過ごし、子どもも大人
も、「えがおになあれ」...そんな願いを
込めて、このコーナーを設けました。
(出雲市要保護児童対策地域協議会)

要保護児童対策地域協議会は、子どもが健やかに育つよう社会のさまざまな機関が子育て中の家庭を見守り、必要に応じて支援し、児童虐待等のない社会を目指すために組織したものです。

より積極的なむし歯予防としてフッ化物歯面塗布を行っています。

3歳児健診では、小児科医、歯科医による健診のほか、検尿、視力や聴力の検査も行います。この頃は社会性や生活習慣が身についてくる大切な時期です。より社会性をはぐくむ環境づくりができていくか、基本的な生活習慣の確立状況等を確認し、支援が必要な方には適切な事業や相談の紹介を行っています。

お子さんの成長発達の様子は一人ひとりで違います。健診は保護者とスタッフが共に、お子さんの成長発達を喜ぶ場、育児不安を軽減する場、子育てを社会全体で支援していることを感じてもらえる場となるように願っています。お気軽にご相談ください。

(執筆:出雲市健康増進課)

4か月児健診の様子



診察の様子



絵本の読み聞かせ

おたずね／子ども政策課

☎21-6604